

平成26年 第2回臨時会

# 浪江町議会会議録

平成26年7月23日 開会

平成26年7月23日 閉会

浪江町議会

# 平成26年第2回浪江町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

## 第 1 号（7月23日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	6
小黒敬三議長の不信任決議案	6
議案第41号、議案第42号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	15
閉会の宣告	23

浪江町告示第47号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成26年浪江町議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成26年7月11日

浪江町長 馬 場 有

- 1 期 日 平成26年7月23日（水） 午前9時
  
- 2 場 所 福島県二本松市北トロミ573番地  
（二本松市平石高田第二工業団地内）  
浪江町役場 二本松事務所
  
- 3 付議事件
  - （1）平成26年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
  - （2）工事請負契約の変更について（請戸共同墓地整備事業造成工事）

○応招・不応招議員

応招議員（16名）

1番	渡邊泰彦君	2番	佐々木勇治君
3番	鈴木幸治君	4番	小黒敬三君
5番	平本佳司君	6番	松田孝司君
7番	山崎博文君	8番	若月芳則君
9番	佐々木恵寿君	10番	山本幸一郎君
11番	泉田重章君	12番	佐藤文子君
13番	紺野榮重君	14番	吉田数博君
15番	三瓶宝次君	16番	馬場績君

不応招議員（0名）

# 第 2 回 臨 時 町 議 会

( 第 1 号 )

平成26年浪江町議会第2回臨時会

議 事 日 程 (第1号)

平成26年7月23日(水曜日) 午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

追加日程第1 小黒敬三議長の不信任決議案

日程第3 議案第41号 平成26年度浪江町公共下水道事業特別会計  
補正予算(第1号)

日程第4 議案第42号 工事請負契約の変更について(請戸共同墓地  
整備事業造成工事)

出席議員（16名）

1番	渡邊泰彦君	2番	佐々木勇治君
3番	鈴木幸治君	4番	小黒敬三君
5番	平本佳司君	6番	松田孝司君
7番	山崎博文君	8番	若月芳則君
9番	佐々木恵寿君	10番	山本幸一郎君
11番	泉田重章君	12番	佐藤文子君
13番	紺野榮重君	14番	吉田数博君
15番	三瓶宝次君	16番	馬場績君

欠席議員（0名）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場有君	副町長	檜野照行君
教育長	畠山熙一郎君	総務課長	佐藤良樹君
復旧事業課長	中田喜久君	津波被災地対策課長	安倍靖君

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩野善一	次長	清水佳宗
書記	柴野早苗		

---

○議長（小黒敬三君） おはようございます。東日本大震災から、3年4カ月が過ぎました。平成26年第2回臨時会に先立ち、地震津波により犠牲となられた方々はもちろん、長期にわたる避難により亡くなられた方々に対して、哀悼の意を込め、黙とうを捧げたいと思います。

ご起立願います。黙とう。

[黙とう]

○議長（小黒敬三君） ありがとうございます。ご着席ください。  
報道機関より、写真撮影の依頼が来ておりますが、これを許可してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 異議なしと認めます。

---

#### ◎開会の宣告

○議長（小黒敬三君） ただいまの出席議員は16人であります。  
定足数に達しておりますので、平成26年2回浪江町臨時会を開会いたします。

（午前 9時00分）

---

#### ◎開議の宣告

○議長（小黒敬三君） 直ちに本日の会議を開きます。

---

#### ◎議事日程の報告

○議長（小黒敬三君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

○議長（小黒敬三君） 暫時休議いたします。

（午前 9時02分）

---

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。

（午前 9時03分）

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（小黒敬三君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において、14番、吉田数博君、15番、三瓶宝次君、16番、馬場績君を指名いたします。



---

**◎会期の決定**

- 議長（小黒敬三君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。今臨時会の会期は配付のとおり、本日1日間  
としたいと思っております。これにご異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（小黒敬三君） 異議なしと認めます。  
よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。
- 

- 議長（小黒敬三君） ここで議会運営委員会のため、暫時休議いたし  
ます。  
  
(午前 9時04分)
- 

- 議長（小黒敬三君） 再開いたします。  
  
(午前 9時35分)
- 

- 議長（小黒敬三君） 先ほど15番、三瓶宝次君他4名の議員から、小  
黒敬三議長の不信任決議案が提出されました。小黒敬三議長の不  
信任決議案を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、  
直ちに議題とすることについて御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小黒敬三君） 異議なしと認めます。
- 

- 議長（小黒敬三君） 資料配付のため暫時休議いたします。  
  
(午前 9時36分)
- 

- 議長（小黒敬三君） 再開いたします。  
  
(午前 9時37分)
- 

**◎小黒敬三議長の不信任決議案**

- 議長（小黒敬三君） 追加日程第1、小黒敬三議長の不信任決議案に  
ついてを議題といたします。  
ここで地方自治法第117条の規定により、私は退場いたします。  
〔小黒敬三君退席〕
- 

- 議長（小黒敬三君） 暫時休議いたします。  
  
(午前 9時37分)
-

○副議長（佐々木恵寿君） 再開いたします。

（午前 9時38分）

○副議長（佐々木恵寿君） 地方自治法第106条の規定により、議長に事故があるときは副議長が議長の職務を行うとありますので、これから審議する追加日程第1は私が会議を進行いたします。

それでは、提案者の15番、三瓶宝次君から提案理由の説明を求めます。

15番。

○15番（三瓶宝次君） それでは、小黒敬三議長の不信任決議案について、ご説明申し上げます。この案件については、別紙の通り会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出したものであります。それでは内容について、趣旨理由を説明申し上げます。

資料の朗読をもって説明に代えます。

小黒敬三議長の不信任決議案。

本議会は、浪江町議会議長小黒敬三君を信任しない。

以上、決議する。

平成26年7月23日。福島県浪江町議会。

理由。小黒敬三議長は、本来、地方自治法第92条の2の趣旨にある行政運営、議会運営の公平性を求められているにもかかわらず、法令遵守がなされなかった。浪江町議会は、先に行政運営、議会運営の公平性と、議員の兼業禁止問題に対する声明を発表し、公平公正な行政運営という立場から、議員の兼業禁止の根本精神が根底から損なわれたものと判断するとした。さらに、議会声明では請負量の金額の問題や、主として同一の行為をする法人に当たるか当たらないかという判例や、行政実例などに基づく前に、県としての倫理性や綱紀肅正を基づくことが、住民の負託に応えるべき前提となるとした議決を行った。株式会社小黒設備工業は、小黒敬三議長自身が営利を目的として出資した会社であり、過去には代表取締役を務め、今般の事案の発覚時は、取締役会長を務めていた会社である。自らの営利と密着していることは紛れもない事実である。このような会社において、浪江町から仮契約といえども工事を受注しておきながら、浪江町の議員であること。特に議長という要職を兼ねることについては、職務執行の公正、適正を疑わせることは明らかである。

また、小黒敬三議長は、平成13年4月の浪江町議会議員初当選以来、以降、株式会社小黒設備工業の取締役就任しており、公職選挙法にも抵触しているとの疑いがあったこと。この状況にありなが

ら、平成25年5月8日に議長という要職に就いていたこと。株式会社小黒設備工業が6,195万円という高額な工事について、浪江町と仮契約に至ったことなど、議員としての職務執行の公正適正を損なう恐れが典型的に高いと認められる程度に至っていると判断せざるを得ないものである。これは町民の負託を受けた議会の信頼と名誉を損ね、町民の期待を裏切るものであり、議員としての政治的、道義的責任を免れず、議会制民主主義と良識の府である町議会に止まらぬことは、町民感情からしても許されるものではない。今回の一連の小黒敬三兼業禁止規定違反問題については、本人自身が議長職にあり、議会の混乱を招いた。また、町民の負託を受けた議会の信頼と名誉を著しく損ね、町民の期待を裏切るものであり、議長としての政治的、道義的責任を免れぬ。また、議会制民主主義と良識の府である町議会の議長に止まることは、町民感情からして許されるものではない。よって、浪江町議会は、議会の権威と品位の保持と議員の職責に鑑み、小黒敬三議長の不信任を決議するものである。以上であります。議員各位の賢明な判断の下に、賛同の方よろしくお願い申し上げまして理由といたします。

○副議長（佐々木恵寿君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

1番。

○1番（渡邊泰彦君） 今、三瓶議員のほうからご説明があった理由は非常に納得するものかと私受け取っているんですが、その中で、質問を少しさせていただきたい。前段として、小黒設備工業が6,195万円の入札をした時点で、もう私は公職選挙法に該当するんだろうという判断は私個人では持っているんですが、その後、地方自治法92条の2、議員の兼業禁止に該当すると。それで小黒議長が議員を失職したという重い裁定を議会が下したと。その後、小黒議長が県に申し立てをして復職して、今回また議長不信任案となったのですが、約半年になるわけですね、問題が発覚してから。この半年間、議会が混乱しているということは、我々議員も感じていますし、町民も感じているわけです。その混乱している原因が、小黒議長にあるのか。それとも町議会にあるのか。その辺、三瓶議員の考えをちょっとお尋ねします。

○副議長（佐々木恵寿君） 15番。

○15番（三瓶宝次君） 今ご質問ありました。これは、今回の議員の兼業禁止に関わる一連の問題は、小黒敬三議員他ならぬ個人の議員、あるいは議長という職責の中から発生したものでありまして、全て小黒敬三議員の責任であると考えております。

○副議長（佐々木恵寿君） 1番。

○1番（渡邊泰彦君） よくわかりました。

もう一つなんです、議長の大きな役割。私新人議員でこんなこというのあれなんです、私自身はやっぱりスムーズな議会の運営、もう一つは開かれた議会の運営、もう一つ、町民目線の議会運営というのは、これ3つが非常に議長の役目としては大きいだろうなといつも感じているところで、私もそういったことで議会にいつも臨んでおります。私も感じる場所は、現在、3つとも機能していないと私感じているところなんです。ちょっとここでご質問なんです、これらのことを取り戻すといったらおかしいんですが、スムーズな議会運営、今言った議会運営ができるためには、小黒議長を交代していただいて、新たな議長を立てて議会を立て直す。これが最善の策なんだと三瓶議員考えているかどうかご質問いたします。

○副議長（佐々木恵寿君） 15番。

○15番（三瓶宝次君） お答えいたします。

先ほど来お話ししたように、原因の金は小黒敬三議員そのものから発生しています。したがって、小黒敬三議員は、当選以来、連続して兼業禁止状況にありながら現在まで来て、今回大きく問題になったということで、お話のとおりここ半年、議会はいろんな形で町民からも、議会内からもいろいろ正常化の要請が課題が出されております。したがって、我々議員はどんなことがあっても身の潔白、そして法令を遵守して町民の負託に応えなければならない責務があります。そういう中で、現在まで予防的な行為、あるいは本人はその関係を知りながら現在まで務めてきたということが大きな問題ではないかと思っております。

議会の正常化については、これから皆さん方が賢明な判断によってそれを私が提案した案件について、態度を明確にさせていただくということではありますが、やはり私は議会の議長であるがゆえに、議会の正常化、あるいは今回の一連の問題について自ら政治的責任、論議的責任をとることがなによりも大切だし、その必要性がある。そのことがまず全ての解決策だと考えております。

○副議長（佐々木恵寿君） 1番。

○1番（渡邊泰彦君） 再々で終わります。議長不信任案が、仮に可決されたということで、仮定の話なんです、これ私の知識の中でいえば、法的拘束力がないと私は覚えています。あえてここでご質問なんです、この法的拘束力がない議長の不信任案を可決させなければならぬと。その目的及び意義はなんなのかということをお最後にご質問いたします。

○副議長（佐々木恵寿君） 15番。

○15番（三瓶宝次君） 全てこの責任は、小黒敬三議員、現在は議長職にある、全ての議会の代表者であります。私は自ら道義的、あるいは政治的な責任を自ら判断をして正常化に努める。それが何よりの大切なことではないかと考えております。

○副議長（佐々木恵寿君） 他に質疑ありませんか。  
7番。

○7番（山崎博文君） 何点かお伺いいたします。まず今年3月の議会において、町議会が判断したと。地方自治法92条の2、兼業禁止に該当するという町議会が判断をして、小黒議長は県に対し不服申し立てをし、県から今度は町議会に弁明書を求められ提出して、県がお互いの言い分を聞きながら重い採決を下しました。つまりその採決の内容は処分庁が、町議会が平成26年3月19日付で行った県処分はつまり兼業禁止に該当するという処分は、これを取り消すという主文でありました。この主文について、まずは提出者である三瓶議員はどのようにお考えかお伺いいたします。

○副議長（佐々木恵寿君） 15番。

○15番（三瓶宝次君） ただいま山崎議員が述べた経過についてはその通りであります。県の裁決については、その後、浪江町議会として、それについて皆さん時間をかけ、あるいは激しい議論を交わしながら、一定の議会としての方向性を出しました。それには声明文も出しましたし、議会としての今後の対応についても明確に示したところでありました。これも議会の皆さん方の決議によって決めたわけです。

今後の問題については、綱紀肅正、それから議会議員の倫理規定というものを基本にこれから真剣に制定をして取り組んでいこうということですが、県の裁定は裁定として、それはそれとして尊重する。あるいは提出しないということを決めましたけれども、それとは別に県の裁定は一定期間の中での数字の判断しかやっていない。それがすべて議員の兼業禁止、あるいは議員の今までの行動についてよしとしたものではない。あくまでも議員として政治的責任、道義的責任は依然として残っているということであります。そのことをもって、今回、私は不信任決議案を提出したところです。

○副議長（佐々木恵寿君） 7番。

○7番（山崎博文君） 私は全員協議会でもこの裁決書を協議した中で、県が判断した裁決は非常に重いものであり、法とルールに則った判断だと、これは真摯に受けるべきであって、それ以上、それ以下でもないということは申し上げました。そこで、具体的に今日の不信

任決議の理由について、県の裁決書を照らし合わせながら、整合性がない部分がありますので、提出者はどのようにお考えかお伺いいたします。

まずは92条の2、最初、冒頭理由で法令遵守がなされなかったと書いてあります。ただ、県のほうでは兼業禁止には該当しないということ判断しております。まずこの点についてお答えいただきたいと思います。

また、文の中段あたりですが、取締役会長を務めていた会社である。自らの営利と密着していることは紛れもない事実であるということに対しては裁決書では、「法第92条の2の規定は、普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し、請負をする者及びその支配人、又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役もしくは監査役、もしくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができないとしており、主として、同一の行為をする法人の取締役たることを禁止する規定であり、請負をする法人の取締役との兼務を禁止するものではない。本件の場合、本件会社が、主として同一の行為をする法人とは言えないことから、申立人の取締役の地位にあった期間、その他諸事情について判断するまでもなく、申立人はつまり小黒議長は、主として同一の行為をする法人の取締役であるとは言えないと判断する」と明記してあります。この点についても、不信任決議案の理由と若干整合性がないのかなと思いますのでお伺いいたします。

最後に、仮契約についても記載してありますが、裁決書では、「当該仮契約が、平成25年11月18日に浪江町議会において否決されたことで無効となり、契約は不成立となったため、当該仮契約の額は第48期の浪江町からの受注金額に含まれないものと判断する」と県の裁決書には書いてあります。この辺について、どのようにお考えかお伺いいたします。

○副議長（佐々木恵寿君） 答弁者、15番。

○15番（三瓶宝次君） 小黒敬三議員は、議員当選以来4期連続務めております。その間、会社の取締役として在任してきております。今回の兼業禁止問題で議会で問題になって、さかのぼって登記簿上の記載は消しました。県のいう理由については、5月1日から現在までの期間についての調査判断であって、必ずしも一連の現在までの小黒敬三氏の兼業問題については、整合性がないということではなくて、連続してそういう状態にあったと。その期間はいわゆる総受注高に対する町からの請負金額のパーセントが低いということを持って該当しないという結論を出したものであります。我々は、92条

の2項については、はっきりと自治法については50%以下であればいいとか、50%以上であればだめだという数字は示しておりません。あくまでも司法の判断の材料をもって、県はその引用して判断の材料にしたということです。我々は、議会はその数字をもって兼業に抵触するかどうかという判断はできないし、仮にその数字によって示したことによって、いわゆるそれ以下はいいのかと。あるいは以上はだめなんだということで、一つの目安として町からも請負に参加したり、あるいは請負契約したりするということになってしまうわけで、議会としてはあくまでも基本は92条の2に抵触するかどうか。あるいは公職選挙法104条に抵触するかどうか。基本的な法の精神を解釈をして判断したものでありまして、私はそういう意味では整合性がないというものではないと考えております。

あと、取締役については、連続してその席にあったということは調査の結果、事実であります。仮に、登記簿上消したとはいいますが、自ら議会の中でも取締役会長ということで明言をしております。事実関係に基づいた結果であると考えております。

○副議長（佐々木恵寿君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

まず、本案に反対する方の発言を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

次に、賛成する方の発言を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

追加日程第1、小黒敬三議長の不信任決議案を採決します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐々木恵寿君） 5番。

○5番（平本佳司君） 議長にお願いがございます。私個人的ではございますが、ここで退席願いを出したいと思っております。理由については、我々議会人の本分では今この非常時において、町行政が正しい方向に向かっているか。もし誤っているならばそれを正し、町民をより良い方向に導くべき町政を進めていく義務があると思っております。よって、このような混乱を行うべきではないと思っております。少なくともこのような状態を町民は望んでいません。また、この臨時議会は、このような議論をしている時間がないので臨時で行っているわけで

ざいます。行政を監視する立場でいながら今町民や町職員が全員聞いています、見てます。私は前々回の全員協議会の席でも申し上げましたが、3月定例会以降、議長にも道義的責任があるのであれば、同時に我々議員全員にも同様の責任があると思いますと伝えていきます。一連の責任を議長に負わせるのであれば、当然我々議員も一人一人が何らかの責任、あるいはペナルティを取るべきかと思えます。よって、この審議の賛否に応じることができませんので退席の許可を願います。

[平本佳司君、鈴木幸治君退席]

○副議長（佐々木恵寿君） それでは追加日程第1、小黒敬三議長の不信任決議案を採決いたします。採決方法についてお諮りします。

12番。

○12番（佐藤文子君） 無記名の投票をお願いいたします。

○副議長（佐々木恵寿君） それでは採決は無記名により行います。原案のとおり無記名投票で行うことに異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

それではこれより投票を行います。準備をお願いします。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○副議長（佐々木恵寿君） 傍聴人につきましても移動をご遠慮いただきたいと思えます。

それでは議場閉鎖閉じます。

[議場開鎖]

---

○副議長（佐々木恵寿君） 暫時休議して、投票箱を準備してください。  
(午前10時07分)

---

○副議長（佐々木恵寿君） 再開いたします。  
(午前10時08分)

---

○副議長（佐々木恵寿君） それではこれから投票を行います。  
議場を閉鎖します。

[議場閉鎖]

○副議長（佐々木恵寿君） ただいまの出席議員数は13人であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立ち会い人に、1番、渡邊泰彦君及び16番、馬場績君を指名します。



それでは投票箱を点検願います。

[投票箱点検]

○副議長（佐々木恵寿君） 異状なしと認めます。

次に、投票用紙を配ります。

---

○副議長（佐々木恵寿君） 投票用紙配付のため暫時休議します。

（午前10時11分）

---

○副議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午前10時11分）

---

○副議長（佐々木恵寿君） 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐々木恵寿君） 配付漏れなしと認めます。

投票は無記名で行います。

本案に賛成の方は賛成、反対する方は反対と記載してください。

なお、賛成、反対以外の記載や白票は反対となります。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

[事務局長、点呼投票]

○副議長（佐々木恵寿君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐々木恵寿君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

続いて開票を行います。

1番、渡邊泰彦君及び16番、馬場績君、開票の立ち会いをお願いします。

[開票]

○副議長（佐々木恵寿君） それでは開票の結果を報告します。

投票総数 12票

賛成 8票

反対 4票

よって、本案は可決されました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

---

○副議長（佐々木恵寿君） 暫時休議いたします。

(午前10時17分)

---

○副議長（佐々木恵寿君） 再開いたします。

(午前10時30分)

---

○副議長（佐々木恵寿君） 追加日程第1、小黒敬三議長の不信任決議案の審議が終わりましたので、4番、小黒敬三君の入場を許可します。

[小黒敬三君復席]

○副議長（佐々木恵寿君） 議長を交代いたします。

[議長交代]

---

○副議長（佐々木恵寿君） 暫時休議いたします。

(午前10時30分)

---

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。

(午前10時31分)

---

○議長（小黒敬三君） これより議会運営委員会を開催いたしますので、中会議室2に議会運営委員会のメンバーはご参集ください。

---

○議長（小黒敬三君） 暫時休議いたします。

(午前10時31分)

---

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。

(午前11時32分)

---

○議長（小黒敬三君） ここで、5番、平本佳司議員より発言の訂正を求められております。

5番。

○5番（平本佳司君） 先ほどの議案審議でございますが、その中で発言の訂正をお願いしたいと思います。退席以下の発言においては、削除訂正をお願いします。

---

◎議案第41号、議案第42号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第3、議案第41号 平成26年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）及び日程第4、議案第42号

工事請負契約の変更について（請戸共同墓地整備事業造成工事）を一括議題といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 異議なしと認めます。よって日程第3及び日程第4を一括議題といたします。

議案第41号 平成26年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 馬場 有君登壇〕

○町長（馬場 有君） 議案第41号 平成26年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、浪江浄化センター復旧工事費等により、歳入歳出それぞれ3億9,231万円を増額するものであります。歳入では、基金繰入金1億3,831万円の増、国庫支出金2億5,400万円の増。歳出では、下水道災害復旧費3億9,231万円の増額であります。

詳細につきましては、復旧事業課長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（中田喜久君） 議案第41号 平成26年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

6ページと7ページをお開き願いたいと思います。6ページ、歳入、款4目2節1の浪江町公共下水道事業基金繰入金1億3,831万円の増、これは災害復旧事業に係る浪江町負担分の繰入であります。

次に、款7目1節1公共下水道施設災害復旧事業費国庫負担金2億5,400万円の増、これについては災害復旧に係る国庫負担金となります。

7ページであります。歳出の款1目4節13委託料3億5,688万1,000円の増。これは浪江町浄化センターの災害復旧工事に係る委託料となっております。

次に、節15工事請負費3,099万5,000円の増。これは国道6号より東側の下水道管渠の災害復旧工事です。

次に、節22補償補填及び賠償金443万4,000円の増。これは下水道管渠の災害復旧工事に伴う水道管移設補償です。

よろしく願いいたします。

○議長（小黒敬三君） 日程第4、議案第42号 工事請負契約の変更について（請戸共同墓地整備事業造成工事）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

[町長 馬場 有君登壇]

○町長（馬場 有君） 議案第42号 工事請負契約の変更についてご説明いたします。

本案は、請戸共同墓地整備事業造成工事について、工期延長に伴う変更契約を行うものであり、当初の契約工期は平成26年3月19日から平成26年8月12日でありましたが、平成26年10月31日まで延長するものであります。

詳細については、津波被災地対策課長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 津波被災地対策課長。

○津波被災地対策課長（安倍 靖君） それでは、議案書に基づきご説明申し上げます。

議案第42号 工事請負契約の変更について（請戸共同墓地整備事業造成工事）。

本案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、工事請負契約の変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。平成26年7月23日提出、浪江町長、馬場有。

契約の目的、請戸共同墓地整備事業造成工事。

施工箇所、浪江町大字請戸字北館ノ内地内。

契約の方法、指名競争入札。

契約金額、1億9,332万円（うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額1,432万円）。

契約の相手方、浪江町大字幾世橋字辻前12番地の2。

横山建設株式会社代表取締役社長、横山佳弘。

工期、変更前、平成26年3月19日から平成26年8月12日。

変更後、平成26年3月19日から平成26年10月31日。

続きまして資料をご覧いただきたいと思います。変更の理由書でございます。

工事名、請戸共同墓地整備事業造成工事。理由、本工事は、防災集団移転先の候補地である請戸大平山、約9,400平方メートルを整地し、400区画の共同墓地を整備する工事である。当地は大平山遺跡の中にあり、切土ができないため、外部より盛土材約1万2,000立方メートルを搬入しての盛土工が主であるが、震災後の復旧工事、除染作業の本格化などにより、恒常的な資機材不足、人手不足が続いており、特にダンプの確保が困難なため、盛土材の搬入が計画通りに進まず、敷地造成に予定以上の日数を要した。さらには、東日本大震災後、工場閉鎖による建設資材の減産により、コンクリート

二次製品の確保が困難な状況にあり、工事の進捗に支障を来し、工期内の竣工は困難な状況となった。このため、工期の延長が必要となったものでございます。

変更内容といたしましては、工期について、平成26年3月19日から平成26年8月12日までを、平成26年3月19日から平成26年10月31日までとするものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小黒敬三君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

---

○議長（小黒敬三君） ここで、産業建設常任委員会開催のため休議いたします。

（午前 11時40分）

---

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。

（午後 2時00分）

---

○議長（小黒敬三君） 日程第3、議案第41号 平成26年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑ありませんか。

16番。

○16番（馬場 績君） 公共下水道特別会計補正第1号についてですが、6ページ、7ページで歳入歳出の説明がありました。

今回は、公共下水道災害復旧工事で3,100万円ほどの請負工事になるわけですが、お尋ねしたいのは災害復旧工事です。これは東日本大震災に伴う災害復旧工事として審査を受け認定され、予算組みがなされたと思いますが、6ページのところで、7ページにも財源構成なり、歳入の中身が出ていますけれども、災害復旧工事に対して2億5,400万円の災害復旧事業国庫負担金です。東日本大震災に伴う災害復旧工事というのは、私は基金取り崩し、約1億4,000万円ほどあるんですが、本来ならば激甚災害以上の災害なわけですから、基金取り崩しをしなくても、災害復旧工事ができる財源手当があっただけだと考えております。その上で、今回の災害復旧工事に対する国庫負担の割合は何%なのか。一般会計持ち出しに等しい基金から不足分を補填するという事業展開になるわけですが、今回の場合は工事発注との関係でこういう財源措置をせざるを得ないと。しかし、災害復旧という事業内容からして、今後財源が補填されるという見込みがあるのかどうかも含めてお尋ねしたいと思います。

○議長（小黒敬三君） 復旧事業課長。

○**復旧事業課長（中田喜久君）** それでは6ページになる訳なんですが、まず災害復旧事業ということで、これは東日本大震災による災害復旧。6月23日から26日の日程で災害査定が行われました。今回、国庫負担金としまして3分の2が充てられます。その補助残3分の1を基金のほうから繰り入れたわけなんですが、この災害査定が、まだ完了していないわけなので、事業災害復旧がこれから管渠のほうも随時、権現堂地区とかありますので、それが確定された段階で裏負担分を概ね90%までは補助率が上がる予定であります。それで今回、とりあえず繰入で補填したという形であります。

○**議長（小黒敬三君）** 16番。

○**16番（馬場 績君）** 今の答弁で、今回の予算措置は暫定国庫負担については査定が完了していないということもあって、暫定的な予算措置だと。災害復旧そのものについては、10分の9の国庫補助があるという答弁でしたけれども、そういう確認で問題ないですか。

○**議長（小黒敬三君）** 復旧事業課長。

○**復旧事業課長（中田喜久君）** 今のおただしのおり10分の9ということで事業が確定した段階で歳入するということであります。

○**議長（小黒敬三君）** 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（小黒敬三君）** 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（小黒敬三君）** 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第41号 平成26年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○**議長（小黒敬三君）** 起立多数であります。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第42号 工事請負契約の変更について（請戸共同墓地整備事業造成工事）の質疑を行います。質疑ありませんか。

1番。

○**1番（渡邊泰彦君）** 議案第42号の資料の理由書を私、昼休みによく読ませていただきました。これ遅れる理由が割と淡々と乗っているんです、その理由が。基本的にお墓の問題になるわけなので、津波で流された方々が、8月にも完成するんだということで非常に心待ちにしている事業なわけです。その中で、前回条例も制定され一安

心したところに、2カ月半の日延べということなのですが、ではここで横山建設株式会社がこういう入札をしたということは、入札の基本から考えれば、まず設計があると。その設計に基づいて金額を出す。なおかつ工期を含めてこれからはできますよということで入札に参加して入札をとるわけなんです。これを見ると、ダンプが足りないからとか土地が足りないからとかという、単なる理由を述べるだけで、責任は誰にあるんだと。ペナルティがないのかといっしょうがないような理由だと思っうんですが、その辺、こういうことが入札の時に予期できなかつたのかどうか。それとも最初から工期に無理があつたのかどうかをお尋ねします。

○議長（小黒敬三君） 津波被災地対策課長。

○津波被災地対策課長（安倍 靖君） それではお答え申し上げます。

震災後の資機材不足の状況につきましては、当初ある程度は把握しておりました。しかしながら、町といたしまして、震災後、本格的な土木工事の発注につきましては初めてであるということもございまして、特に今年度に入りまして復旧工事や除染作業が本格的に始まり、当初の想定を超えて資機材不足、さらには人手不足が深刻化したという理解でございます。

○議長（小黒敬三君） 1番。

○1番（渡邊泰彦君） 当初それなかなかここまでの想定ができなかつたということで今答弁したと私は理解しているんですが、この発注当時3月19日前後になるんですが、ある程度の予想ではなくて、私もこういう業界にいるんであれなんですが、かなり相当深刻化した時期なんですよ、実は。ダンプを秋田から持ってくるだとか、遠くから持ってくるだとかというのを盛んに始めた頃で、一番工事が遅れるのを心配している時期に、横山建設自体ができるといつて入札とつたんだと思っうんですよね、入札すると言ふことは。通常であれば、工期を守らないなんていうのはかなりのペナルティになるはずなんですよ。ましてや、復旧事業の第一歩。それで非常にみんな待ち望んでいる工事に、ちょっとこんな理由で2カ月延ばしますよといふのは、なかなか私としては認めることはちょっとできないと思つてはいるのですが、そういうことを言つてもしよがないので、これ一つだけ質問なんです、10月31日に引き渡ししますよね。前の予定だと、8月12日に工事が完成してその後抽選して墓地の引き渡しになるということなんです、例えば少しでも期間を短くするために、早めに抽選をして、10月31日だったら引き渡しをすることができるといふ方法を考えられるかどうかちょっとお尋ねします。

○議長（小黒敬三君） 津波被災地対策課長。

○津波被災地対策課長（安倍 靖君） 実は7月28日、請戸大字行政区の総会がたまたま予定されておりました。議員おただしのように、その際、区画の抽選会は町のほうでは申し入れいたしまして、抽選会を工期に先立ちまして行うように今予定しているところでございます。それに合わせまして、中浜両竹地区につきましても、来月8月10日になりますが、抽選会ということで行政区のほうに申し入れいたしまして、8月10日に行う予定にしております。ということでございますので、工期を待たずに区画の抽選を行いまして、10月末日になっておりますが、一日も早く工事終了次第、皆様方に墓地をの引き渡しをしたいと考えている状況でございます。

○議長（小黒敬三君） ほかに質疑ありませんか。16番。

○16番（馬場 績君） 今回の契約変更の議案は、今、1番議員から指摘があったとおり工期の延長だけなんですけれども、理由書を見ると果たして工期の延長だけで済む問題なのかなと思いますのでお尋ねいたします。

恒常的な資機材不足が発生していると。人でも足りない。重車両も足りない。したがって盛り土の搬入が予定通り進まない。墓地造成事業の基本をなすものですよね。この基礎的な部分で、こういう問題が生じたときに、資機材の値上げに伴う事業費の増額ということは発生しないのかどうなのかと、率直に先ほど提案理由のところでは感じました。そのことについては問題ないですか。

○議長（小黒敬三君） 津波被災地対策課長。

○津波被災地対策課長（安倍 靖君） ご質問にお答え申し上げます。

今回の理由書でございますように、資機材不足ということで、納入から納品までの日にちが、どうしても納期が遅れるということがございまして延長になるという理由でございます。資機材の量自体は別に設計見直しして増やしたとか、別な品物に変えたということではございませんので、そういったことで工事費自体は見直しする必要はないということでございます。

○議長（小黒敬三君） 16番。

○16番（馬場 績君） 内部を調査しているわけではないので、正直今のような答弁をされるとそうなのかなと受け止めざるを得ないのだけれども、災害公営住宅も含めて資機材の値上がりで、入札不調が続出しているということはお案内のとおりですよ。契約変更の中身の問題で、これだけ工事の内容に係る問題があるのに、工事費についてはそのままというのは正直理解に苦しむということです。

これも現地調査しているわけではないので、ある情報ということ



でお尋ねするしかないんですけれど、墓地造成工事を行っている現地の地盤というのは非常にもろい地盤だと。予定外、予想外に難工事だという話も聞き及んでいるんですけれども、予想外の難工事だと、地盤が軟弱なためにさまざまな手当をする必要があるということだとすれば、先ほどの問題にも関連するわけけれども、事業費というのはこのままで本当に設計通りの墓地造成が完成できますか。というのが一つ。

それから、1番議員も質疑の中で指摘しておりましたけれども、8月12日引き渡しと。これも仮設住宅を回っていたときに請戸の方から墓標のことや、その後のことも含めてお墓の引き渡しはいつ頃になるというふうに尋ねられたこともあります。全員協議会で説明を受けたけれども、8月12日までには完了すると。お盆には間に合うので良かったなという話をしてきたわけですが、これだけの工事延期になると。そのことについて、それぞれの関係者にきちんと説明をされているのかどうなのか。そこはやっぱり非常に大事なところだと思います。抽選会を延ばすということだから、延ばす理由についても説明されていると思うんですけれども、400区画ですから大規模の霊園墓地になると。まして、津波被害で先祖のお墓もなくなってしまったと。さまざまな理由で延期になるという場合に、やっぱり被災者の心を傷つけないような丁寧な説明が必要だと思いますけれども、工期の延長に伴う関係者への説明、周知徹底はどうか、ちょっとお尋ねします。

○議長（小黒敬三君） 津波被災地対策課長。

○津波被災地対策課長（安倍 靖君） ご質問の第1点にありましたように、工事が難工事ではないかということでございます。実際、こちらの理由書にありましたように、盛り土でございまして盛り土材を運び、搬入してからの一番高いところで約2メートルぐらい盛り土するわけでございますが、なかなか盛り土が進まないということで、かなり丁寧に転圧をかけて崩れないようにということである程度どうしても日時が必要だということで、ある程度敷地造成に日にちを要したということが一つ挙げられます。

さらには、墓地の移転を希望されている方に対しての説明につきましては、今後予定しております抽選会等で丁寧に事情等を説明して納得していただきたいと考えております。

○議長（小黒敬三君） 16番。

○16番（馬場 績君） 軟弱地盤において、丁寧な工事をやるので問題ないというお答えでしたけれど、転圧を強くして盛り土も高くすれば、それで問題が解消するという、地盤との関係でそういう地盤構

造なのかと。端的に言えば工事に問題はないのかということが一つです。

それから、丁寧な説明をやるということですから、これからということでしょうか。これは私はもう別に課長に苦言を呈するわけではないですけれども、時期が時期だし、事業が事業なだけに、これからというのだからやむを得ないけれども、これは本当に明日からでもちゃんとやる必要があると思います。どういう形で丁寧な説明をするのか。

以上2点について、また再度質問します。

○議長（小黒敬三君） 津波被災地対策課長。

○津波被災地対策課長（安倍 靖君） まず敷地造成工事についてでございますが、盛り土材を搬入してからの敷地造成盛り土でございますので、その辺に関しまして事業者の現場代理人、あるいは町の工事監督員、それぞれ各工事の過程におきまして、綿密な打ち合わせ、さらには現地確認を行いまして支障のないような工事を進めているところでございます。

さらにはその墓地移転者の方々に対する説明でございますが、7月27日の総会に先立ちまして、大字役員会等も何回か開催されております。その際、そういった説明も区長さんあるいは地区役員の方々には前もって説明はしているところでございます。

○議長（小黒敬三君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第42号 工事請負契約の変更について（請戸共同墓地整備事業造成工事）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了しました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（小黒敬三君） 以上をもって、本日の会議を閉じます。

これをもって平成26年浪江町第2回浪江町臨時会を閉会いたします。

す。

(午後 2時23分)

の2項については、はっきりと自治法については50%以下であればいいとか、50%以上であればだめだという数字は示しておりません。あくまでも司法の判断の材料をもって、県はその引用して判断の材料にしたということです。我々は、議会はその数字をもって兼業に抵触するかどうかという判断はできないし、仮にその数字によって示したことによって、いわゆるそれ以下はいいのかと。あるいは以上はだめなんだということで、一つの目安として町からも請負に参加したり、あるいは請負契約したりするということになってしまうわけで、議会としてはあくまでも基本は92条の2に抵触するかどうか。あるいは公職選挙法104条に抵触するかどうか。基本的な法の精神を解釈をして判断したものでありまして、私はそういう意味では整合性がないというものではないと考えております。

あと、取締役については、連続してその席にあったということは調査の結果、事実であります。仮に、登記簿上消したとはいいますが、自ら議会の中でも取締役会長ということで明言をしております。事実関係に基づいた結果であると考えております。

○副議長（佐々木恵寿君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

まず、本案に反対する方の発言を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

次に、賛成する方の発言を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

追加日程第1、小黒敬三議長の不信任決議案を採決します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐々木恵寿君） 5番。

○5番（平本佳司君） 議長にお願いがございます。私個人的ではございますが、ここで退席願いを出したいと思っております。—————

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

[平本佳司君、鈴木幸治君退席]

○副議長（佐々木恵寿君） それでは追加日程第1、小黒敬三議長の不信任決議案を採決いたします。採決方法についてお諮りします。  
12番。

○12番（佐藤文子君） 無記名の投票をお願いいたします。

○副議長（佐々木恵寿君） それでは採決は無記名により行います。  
原案のとおり無記名投票で行うことに異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

それではこれより投票を行います。準備をお願いします。  
議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○副議長（佐々木恵寿君） 傍聴人につきましても移動をご遠慮いただきたいと思います。

それでは議場閉鎖閉じます。

[議場開鎖]

---

○副議長（佐々木恵寿君） 暫時休議して、投票箱を準備してください。  
(午前10時07分)

---

○副議長（佐々木恵寿君） 再開いたします。  
(午前10時08分)

---

○副議長（佐々木恵寿君） それではこれから投票を行います。  
議場を閉鎖します。

[議場閉鎖]

○副議長（佐々木恵寿君） ただいまの出席議員数は13人であります。  
次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立ち会い人に、1番、渡邊泰彦君及び16番、馬場績君を指名します。

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成26年 月 日

浪江町議会議長 小 黒 敬 三

浪江町議会副議長 佐 々 木 恵 寿

署 名 議 員 吉 田 数 博

署 名 議 員 三 瓶 宝 次

署 名 議 員 馬 場 績